

## 令和3年第8回 築上町農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和3年8月10日(火) 午前10時00分～
2. 開催場所 築上町役場 3階 3-2・3会議室
3. 出席委員 13(名)

出欠	役職	議席	氏名
出席	会長	14番	蛭崎 正徳
出席	副会長	13番	吉留 福生
出席	委員	1番	出口 貞味
出席	委員	2番	宮野 葵
出席	委員	3番	蛭崎 幸生
出席	委員	4番	椎野 洋文
出席	委員	5番	横山 員伸
出席	委員	6番	西田 浩二
出席	委員	7番	小野 俊明
出席	委員	8番	椎葉 千重紀
出席	委員	9番	奥本 速雄
出席	委員	10番	後藤 聖四郎
欠席	委員	11番	築別 修一
出席	委員	12番	吉田 俊明

4. 事務局 事務局長 鍛冶 孝広  
事務局 江本 昭二郎  
門田 純二

## 5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 議案第25号 農地法第3条の規程による許可申請について
- 第3 議案第26号 農地法第4条の規程による許可申請について
- 第4 議案第27号 農地法第5条の規程による許可申請について
- 第5 議案第28号 令和3年度農地利用集積計画書(案)について
- 第6 報告事項
- 第7 その他

## 6. 会議の概要

会議の概要については次のとおり。

## 令和3年 第8回 築上町農業委員会定例総会 会議の概要

議長（蛭崎会長） ただいまの出席委員数は、13名です。定足数に達していますので、ただいまから令和3年第8回築上町農業委員会定例総会を開会いたします。

### 日程第1、会議録署名委員の指名について

議長（蛭崎会長） 会議録署名委員は、築上町農業委員会総会会議規則第20条第2項の規定により5番：横山委員と6番：西田委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

### 日程第2、議案第25号

議長（蛭崎会長） 日程第2、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局 【 議案朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の朗読が終わりました。  
議案第25号の1、申請人：[ ]さんの件について、横山委員さんから説明をお願いします。

5番（横山委員） この案件につきましては、上深野公民館から東に150m程行った所にある農地です。今回、[ ]さんが所有者の[ ]在住の[ ]さんから売買にて取得し、農地管理をするものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思ひますので、よろしく審議お願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。  
ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。  
議案第25号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。  
日程第2、議案第25号の1、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。  
続きまして、議案第25号の2、申請人：[ ]さんの件について、出口委員さんから説明をお願いします。

1番（出口委員） この案件につきましては、安武上方公民館から東南に150m程行った所にある農地です。今回、所有者の[ ]在住の[ ]さんが、[ ]さんに贈与し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。  
ただいまの2番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。  
議案第25号の2については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。  
日程第2、議案第25号の2、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

### 日程第3、議案第26号

議長（蛭崎会長） 日程第3、議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 議案朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の朗読が終わりました。  
議案第26号の1、申請人：[ ]さんの件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 この案件は、変更申請になります。変更点については当初建設予定であった建物の配置が変更になったことにより面積が変更になっています。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。  
ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。  
議案第26号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。  
日程第3、議案第26号の1、農地法第4条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。

#### 日程第4、議案第27号

議長（蛭崎会長） 日程第4、議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 議案朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の朗読が終わりました。  
議案第27号の2、申請人：[REDACTED]さんの件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 この案件につきましては、葛城小学校から東に400m行った所にある農地です。申請地農地区分は、第2種農地に該当しますが、生産性の低い農地で、転用可能な農地と考えます。今回、申請人の[REDACTED]さんが、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん、[REDACTED]さんから土地を売買で取得し、一般住宅を建設するものです。  
事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思しますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。  
ただいまの2番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。  
議案第27号の2については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。  
日程第4、議案第27号の2、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。  
続きまして、議案第27号の3、申請人：[REDACTED]さんの件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 この案件は継続審議事案になります。前回、一部の関係水利組合から承諾をとれていませんでしたが、承諾が取れたということで承諾書の提出も受けております。また、関係水利組合から指摘事項等があったため、利用計画平面図を修正しております。以上ご審議よろしくお願い致します。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。  
ただいまの3番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。  
議案第27号の3については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。  
日程第4、議案第27号の3、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。

#### 日程第5、議案第28号

議長（蛭崎会長） 日程第5、議案第28号「令和3年度農地利用集積計画書（案）について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 【 議案朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局からの説明が終わりました。  
これについて、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

#### 日程第6、報告事項

議長（蛭崎会長） 日程第6、「報告事項」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局 【 報告事項一括朗読 】  
農地法第18条第6項の規定による合意解約 0件  
農業耕作者・管理者名義変更届出 7件  
農地法施行規則第29条第1項届出 0件  
農地改良行為届出 0件

議長（蛭崎会長） 事務局からの説明が終わりました。  
これについてご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、異議なしと認めます。  
次に、本日お配りした資料にありますように、XXXXXXXXXXから「農地法第5条の転用許可にかかる意見書」が当委員会あてに提出されております。皆様一読いただき、意見がございましたらお願い致します。

事務局 まず、今回の意見書については、XXXXXXXXXXからの農業委員会事務についての意見ということで真摯に受け止めたいと思います。が、公務上出来るもの出来ないものはしっかり区別し今後の事務取扱について見直していく必要もあるかと思えます。

1については、現在は、事務局が申請者に対し、申請書を取りに来た際に申請地の自治会長の氏名、連絡先を伝え、関係水利組合か自治会の承諾書を貰ってもらうように説明しております。

水利管理者の承諾書は申請書の添付書類の一つで添付は義務付けられておりませんが、農業上の被害の恐れがないことの判断材料として、あくまでも申請者が水利権者の確認、事業の内容を説明、同意を頂き水利組合長または自治会長の承諾書ってもらうようにしております。

農業委員は申請書の提出があったものについて、申請書および添付書類を確

認チェックし、必要に応じ現地調査を行い、許可相当か不許可の意見書を付しておりますので、水利権者の確認については、申請者に関係水利権者にももらったかどうかの確認をし、指導すればいいのではないかと思います。

2については、事務局のみならず、農業委員においても現状どおり、申請書の内容を精査し、現地確認を行っていただきたい。

水利管理者の承諾書についてですが、皆さんご承知のとおり水利関係については本当に複雑であり、転用申請地がどの水利に関係するかなどは、地元水利組合や自治会しか判断のつかないところもあります。今年6月までは町内既存の水利組合等把握できていなかったため、66自治会に協力を頂き、各自治会における水利組合の有無、代表者、連絡先について調査を行い、現時点では約9割の自治会から報告を頂いております。今後はその資料を基に、申請者へ周知し、関係水利の確認及び承諾をもらうよう指導いたします。

議長（蛭崎会長）

以上をもちまして、令和3年第8回築上町農業委員会定例総会の議事はすべて終了しました。これにて閉会といたします。

令和3年 月 日

上記のとおり相違ありません。

署名委員

5番委員（横山 員伸 委員）：

横山 員伸

署名委員

6番委員（西田 浩二 委員）：

西田 浩二